重　要　事　項　説　明　書

（ユニット型施設介護サービス利用契約書）

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、平成１１年厚生省令第３９号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人 慈照会
法人所在地	静岡県静岡市清水区由比阿僧１８９番地の１
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　田邊　寿
電話番号	０５４－３７７－１１７７
設立年月日	平成１１年1月２１日

2　ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム　浜石の郷
施設の所在地	静岡県静岡市清水区由比阿僧１８９番地の１
管理者名	田邊　寿
電話番号	０５４－３７７－１１７７
ＦＡＸ番号	０５４－３７５－５７０７
開設年月日	平成１６年4月１５日

3　ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		静岡市長の事業者指定		利用者定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム （従来型） （ユニット型）	平成 12 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日	静岡市 2273100046 号 静岡市 2274207642 号	５０人 ４０人
居宅	通所介護 総合事業（通所型）	平成 12 年 3 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日	静岡市 2273100046 号	４５人
	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	静岡市 2273100046 号	２０人
居宅介護支援事業		平成 11 年 8 月 1 日	静岡県 2273100046 号	

4　事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	社会福祉法人慈照会が設置運営する特別養護老人ホーム浜石の郷は福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともにその環境年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。
施設運営の方針	地域住民と一体となった施設運営を行い、利用者主体の介護サービスを実施し、利用者との対話を重視して誠意を持った接遇を行う。

５　施設の概要

特別養護老人ホーム（ユニット型）

敷地		１，５９２．６２㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造３階建（耐火建築）
	延べ床面積	２，７０７．５３㎡
	利用定員	４０名

（1）居　室

居室の種類	室　数	面　積	１人あたり面積
１人部屋	４０室	14.15 ㎡×　6 部屋 14.48 ㎡×18 部屋 14.57 ㎡×　2 部屋 15.48 ㎡×　2 部屋 15.66 ㎡×　2 部屋 15.67 ㎡×　2 部屋 15.70 ㎡×　2 部屋 15.90 ㎡×　2 部屋 18.41 ㎡×　2 部屋 18.67 ㎡×　2 部屋	15.19 ㎡

(２)主な設備

設備の種類	数	面積	１人あたり面積
食堂	４部屋	51.90 ㎡×2 部屋 47.64 ㎡×2 部屋	49.77 ㎡
居間・機能訓練室	４部屋	34.52 ㎡×2 部屋 34.37 ㎡×2 部屋	34.45 ㎡
脱衣室	４部屋	5.69 ㎡×2 部屋　5.74 ㎡×2 部屋	5.72 ㎡
一般浴室	４部屋	8.67 ㎡×2 部屋　8.89 ㎡×2 部屋	8.78 ㎡
洗濯・汚物室	４部屋	6.85 ㎡×2 部屋　6.77 ㎡×2 部屋	6.81 ㎡
介護・看護職員室	２部屋	21.04 ㎡×2 部屋	21.04 ㎡
仮眠室	２部屋	10.18 ㎡×2 部屋	10.18 ㎡
浜石広場（喫茶）	２部屋	68.68 ㎡×2 部屋	68.68 ㎡

6　職員体制（事業者の指定基準）

従業者の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1		1			社会福祉士
生活相談員	1 以上		1 以上			介護支援専門員
介護職員	14 以上	常勤非常勤専従 14 人以上				介護支援専門員、介護福祉士、 ヘルパー、実務者研修、 初任者研修
看護職員	5 以上	1 以上		4 以上		看護師、准看護師
機能訓練指導員	1 以上		1 以上		1 以上	あん摩マッサージ指圧師 理学療法士、作業療法士
介護支援専門員	1 以上		1 以上			介護支援専門員
医師	1			1		診療科 外科・内科・胃腸科
栄養士	1		1			管理栄養士
調理員						委託

７　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	原則として月９休
生活相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	
介護職員	・早番　（　７：００～１６：００） ・日勤　（　８：００～１７：００） （　９：００～１８：００） ・遅番１（１０：００～１９：００） 遅番２（１１：００～２０：００） ・夜　勤（１６：００～　９：３０） ・昼　間（８：３０～１５：４５）は、原則として職員１名あたり入居者３名のお世話をします。 ・夜　間（２０：００～７：００）は、原則として職員１名あたり入居者１４名のお世話をします。	
看護職員	・正規の勤務時間帯（７：３０～１７：３０） ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
介護支援専門員	８：３０～１７：３０	
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０常勤で勤務）	
医　師	週１日１３：３０～勤務します。	

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

８　施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種　　類	内　　容
食　　事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。自力での食事が困難な方については、職員が介助して食べていただきます。 ・盛り付けは、各ユニットで入居者と共に行います。 ・食器類の洗浄、殺菌、保管も各ユニットで行います。 （食事時間） 朝　食　　７：３０～ 昼　食　１２：００～ 夕　食　１７：１５～
排　　泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　　浴	・年間を通じて週２回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週１回
機能訓練	・医師の指導の基、機能訓練指導有資格者による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・嘱託医師により、週１回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・体調不良、又は、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の嘱託医師） 医療法人社団　兼寿会　松下医院 診療科：内科・消化器科・外科・整形外科・呼吸器科 総合内科・訪問診療
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からの入居生活についてのあらゆる相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）　　生活相談員　鈴木伸明　・　望月麻衣
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動（フラワーアレンジメント、手芸など） はまいし広場喫茶コーナー ・主なレクリエーション行事 花見等季節行事。外出、外食。 ※クラブ活動やレクレーション行事については、別途費用がかかる場合があります。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代行致します。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種別	内　　容
理髪・美容	・理容は毎月１回（月曜日）由比理容組合の出張による理髪サービスを利用いただけます。 ・美容は毎月１～２回出張による美容サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。 （申込受付担当：　生活相談員　）
貴重品管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳を施設で管理します。 お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印（原則として、１つ） 保　管　場　所：通帳は、事務室大金庫 印鑑は、通帳小金庫 保 管 管 理 者：副施設長が責任をもって管理します。

９　利用料

（１）法定給付

区　　分	利　　用　　料
法定代理受領の場合	介護報酬告示上の額とし、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額に同じ）

要介護度	日額単位数（基本単位）	日額負担額			日額食費	日額居住費	基本単位＋食費＋嗜好品費+居住費合計日額（１割）	基本単位＋食費＋嗜好品費+居住費合計日額（2 割）	基本単位＋食費＋嗜好品費+居住費合計日額（3 割）
		１割	２割	３割					
1	670 単位	688 円	1,376 円	2,064 円	1,645 円 ※別途嗜好品費 144 円/日	2,166 円	4,463 円	5,331 円	6,019 円
2	740 単位	760 円	1,520 円	2,280 円			4,715 円	5,475 円	6,235 円
3	815 単位	837 円	1,674 円	2,511 円			4,792 円	5,629 円	6,466 円
4	886 単位	910 円	1,820 円	2,730 円			4,865 円	5,775 円	6,685 円
5	955 単位	981 円	1,962 円	2,943 円			4,936 円	5,917 円	6,898 円

上記に個別機能訓練加算、日常生活継続支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、口腔衛生管理体制加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、科学的介護推進体制加算、安全対策体制加算、生産性向上推進体制加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれます。
この他に療養食加算、看取り介護体制加算等がご利用者様の状態によって加算される場合があります。

（2）入居者の選定により提供するもの

区　　分	利　　用　　料
理容・美容 サービス	理容・美容サービス　実費 ※サービス内容により（洗顔、洗髪、顔そり、カット等）代金は異なります（業者の設定料金による）。
個室料・光熱費	６４，９８０円／月（月額での徴収となります） 入院及び外泊時には、ホテルコストとして所得段階に関係なく、基準費用額　１日：２，１６６円　をご負担願います。但し、入退院日（外泊当日及び帰所日）を除く６日間につきましては、所得段階における負担額の減額制度が適用されます。
日用生活品費 購入代行サービス	・日用品費　１ヶ月２００円 ・本人の希望により購入される物品代 （お菓子、衛生用具、市販の医薬品等） ・購入代行サービス料　１回　５０円
貴重品管理 手数料	金品管理・取り扱いなどの手数料として １ヶ月１，０００円
日常生活に要する費用で、本人に御負担いただくことが適当であるもの	・日常生活品の購入代金 ・自己選択によるレクリエーション費用 ・特定医療費 　当施設では感染症予防対策の一環として、吸引カテーテル等の医療器具につきましては使い捨てとしており、自己負担となります。
施設車両使用	私用外出等による施設車両使用については、使用料（燃料代含む）として、 車　両　　２０円／ｋｍ 職員が付添う場合　　１名　　６００円／３０分 その他の地域につきましては、要相談といたします。
退所時の私物の取扱いについて	・原則として、すべて（衣類、寝具、家具家電、介護用品等）お持ち帰りいただきます。 ・お持ち帰りいただけない場合は、処分代として、1回につき7,000円をご請求いたします。 ・処分品が家電リサイクル法の対象となる電化製品の場合は、別に、リサイクル料を併せてご請求いたします。

１０　苦情等申立先

当施設相談窓口	窓口担当者　生活相談員　鈴木　・　望月 午前８時３０分～午後５時３０分（月～金曜日） 電話　０５４－３７７－１１７７ 苦情受付箱　事務所窓口に設置
行政機関その他 苦情受付相談窓口	静岡市保健福祉局福祉部　介護保険課　事業者支援担当 所在地：静岡市葵区追手町５－１ 電　話：０５４－２２１－１０８８ 静岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課 所在地：静岡市葵区春日２丁目４－３４ 電　話：０５４－２５３－５５９０ 静岡県社会福祉協議会　運営適正化委員会 所在地：静岡市葵区駿府町１－７０ 電　話：０５４－６５３－０８４０ 静岡市清水社会福祉協議会　高齢介護課 所在地：静岡市清水区旭町６番５号 電　話：０５４－３８５－２１１６

１１　協力医療機関

医療機関の名称	共立蒲原総合病院	JCHO 清水さくら病院
院長名	宮本康裕	森　典子
所在地	富士市中之郷２５００－１	静岡市清水区袖師町２００１
電話番号	０５４５－８１－２２１１	０５４－３９３－２０２２
診療科	総合病院	総合病院
救急指定の有無	無	無

※その他　静岡市立清水病院　JA 静岡厚生連清水厚生病院
医療法人　桜樹会さくらぎ富士歯科

１２　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム浜石の郷　消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム浜石の郷　消防計画」にのっとり年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所数
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	３所
	非難階段	１個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成１１年１０月１日 防火管理者：田邊　寿			

１３　当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（　午前 10：00～11：30 午後 13：30～17：00）を遵守してください。来訪者の宿泊希望については、その旨を相談員までお申し出下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。外泊の場合は３日前までに申し出てください。入居者の体調などにより、許可できない場合もありますので予めご了承ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	ご家族のご協力が必要となります。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 基本的に入居者の飲酒はできません。また、来訪者の飲酒もお断りしております。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	基本的には本人で管理していただきますが、本人の希望や他の入居者とのトラブルが予想される場合は施設でお預りいたします。
現金等の管理	貴重品、現金の入居者本人管理は禁止とします。ご利用者が希望される必要最低限のもの以外はお預かりいたしません。 入居時に共有金として３，０００円お預かりし、退所時に返金いたします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペット持込	施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

１４　福祉サービス第三者評価の実施状況　　（　有　・　(無)　）

１５　ハラスメントへの対応

事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

２．事業所は、ハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

３．ハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名　生活相談員　氏名　　）から上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

令和　　年　　月　　日

入　居　者　　住所

氏名　　印

住所

身元引受人

氏名　　印

続柄

注　施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。

（令和８年８月１日更新）